10　長寿科学政策研究事業	高齢者に特徴的な疾患、病態等に着目し、介護予防事業をはじめとする効果的・効率的な介護保険サービス等の提供により、高齢者の生活の質の向上及び介護の質の向上に資する政策的な研究事業	（略）
11　認知症政策研究事業	認知症の人に対する医療分野と福祉分野との連携による総合的な対策を一層推進するための認知症に係る実態把握、予防等の施策形成に向けた研究事業	（略）
12～16　（略）	（略）	（略）
17　（略）	（略）	一般公募型
18～21　（略）	（略）	（略）

2～15　（略）

16　厚生労働大臣は、第3項から第8項までの規定により補助金を交付しないこととした場合は、別に定めるところにより、当該違反等の内容その他必要な事項を公表する。

17　（略）

○厚生労働省告示第百八十九号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十条第一項の規定に基づき、平成三十年度の献血の推進に関する計画を次のように策定したので、同条第三項において準用する同法第九条第五項の規定により告示し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日　厚生労働大臣　加藤　勝信

平成三十年度の献血の推進に関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十条第一項の規定に基づき定める平成三十年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成二十五年厚生労働省告示第二百四十七号）に基づくものである。

第一　平成三十年度に献血により確保すべき血液の目標量

平成三十年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤五十一万リットル、血漿製剤二十六万リットル、血小板製剤十七万リットルであり、それぞれ五十一万リットル、二十六万リットル、十七万リットルが製造される見込みである。

さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成三十年度には、全血採血による百三十三万リットル及び成分採血による六十六万リットル（血漿成分採血三十七万リットル及び血小板成分採血二十九万リットル）の計百九十九万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

10　長寿科学政策研究事業及びその推進事業	高齢者に特徴的な疾患、病態等に着目し、介護予防事業をはじめとする効果的・効率的な介護保険サービス等の提供により、高齢者の生活の質の向上及び介護の質の向上に資する政策的な研究事業並びにその推進事業	（略）
11　認知症政策研究事業及びその推進事業	認知症の人に対する医療分野と福祉分野との連携による総合的な対策を一層推進するための実態把握、予防等の施策形成に向けた研究事業及びその推進事業	（略）
12～16　（略）	（略）	（略）
17　（略）	（略）	一般公募型 指定型 若手育成型
18～21　（略）	（略）	（略）

2～15　（略）

（新設）

16　（略）

第二　第一の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

平成二十八年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成三十年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

一　献血に関する普及啓発活動の実施

国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。

都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、地域の実情に応じ、対象となる年齢層への啓発、献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。

採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、病気や怪我のために輸血を受けた患者や、その家族の声を伝えること等により、血液製剤が患者の医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血の正しい知識や必要性を啓発し、又はこれに協力することが必要である。